

健 発 0331 第 5 号
保 発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導は、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。また、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項として、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」を示しているところです。

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度～令和 11 年度）に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」を取りまとめ、公表しました。第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新しましたので、お知らせします。

つきましては、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いいたします。

また、これに伴い、令和 3 年 2 月 1 日付け健発 020111 号・保発 0201 第 6 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最終改正令和 3 年 2 月 1 日）」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。